

W00779626号-1

平成17年7月5日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 クリス ウォルター



## 平成17年度 第1回定期監査 報告書

### (その1) 「室」部門の監査結果

#### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖村4-108
監査名	平成17年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その1) 品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)
監査実施日	平成17年6月15日 ~ 6月17日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

#### 2. 平成17年度 第1回 定期監査の視点

##### 2.1 これまでの監査経緯

このたびの監査は、「室」部門として通算3回目の定期監査であり、その監査視点を理解していただくために、これまでの経緯を概説しておく。

##### (1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

##### (2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

## 2.2 平成17年度 第1回定期監査の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

監査の形態	監査の視点
文書監査	前回の監査以降、又は直近1年以内に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル等）のうち、品質保証活動に密接に関係しているものについて、制定・改正内容の妥当性を評価する。
実地監査	① 改善策関係 「改善策」に係わる全ての業務について、前回の定期監査以降のP D C A（計画、実行、監視評価、改善）の展開状況の評価する。
	② 一般監査 部分的に、一般監査の方式を適用することとし、その重要項目の中から、①マネジメントレビュー、②教育・訓練、③内部品質監査、④不適合処理／是正処置、⑤設計管理を監査項目に選定し、該当する項目の実施状況の評価する。

## 3. 監査の態様

文書監査と実地監査は、夫々を次の態様で実施した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部署に対しては、新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）の提示を求め、内容の確認を行った。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。

監査は2名の監査員で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

## 4. 評価の基準

■ 文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*

\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② 会社が定めている基本理念、又は、上記①を規定した文書の上位規定

■ 実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査対象項目ごとの適切性は、次の定義による3段階のランクで評価した。

ランク	定義
非常に良好	評価の基準に照らして、非常に行き届いた態様で対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。
良好、又は 良好（コメント含）	評価の基準を満足する対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。 より優れた運用に寄与する可能性があれば、参考的にコメントを付記する場合がある。採択は被監査部門の自由。
指摘事項 有	評価の基準を満たしておらず、不適合。必ず是正が必要。

## 6. 監査結果

「室」の各部署に対する監査結果の詳細は、添付—1(総覧用)、及び、添付—2に記載した。総括所見は、次の通りである。なお、監査の日程と出席者を添付—3に示す。

### ① 「指摘事項」は観察されない

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を見つめつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されていると見なせる。時が経ち、あるいは業務が反復されて行く中でも、この風土が崩れることなく維持されているかについて、次回の定期監査でも厳しく見極めたい。

## ② PDCAの展開が定着しつつある

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはPDCA（計画、実行、監視評価、改善）を展開させることが求められる。これまでの2回の定期監査では、そのタイミングの点から、P（計画）及びD（実行）という初期ステップに焦点を当てることが多かったが、通算3回目となるこのたびの定期監査は、起点から1年を経過していることに鑑みて、C（監視評価）、A（改善）を含めた展開状況を監査視点の一つに定めた。

総じて、各部門ではPDCAの展開の重要性を認識し、それが故にPDCAの展開が定着しつつあると見なせる。規定類の見直しがタイムリーに行われたり、上位規定に基づいて自部門に適用する手順書を策定した事例などは、その現われと言える。

## ③ トップマネジメントレビューは良好に機能しつつある

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能しつつある。品質目標に関しては、社長を筆頭とする上位者の方針や目標を、下位者が自部門の業務内容を踏まえて策定している状況が観察される。マネジメントレビューに関しては、事業部長レビューを経て、「社長診断」という形のトップマネジメントレビューが四半期ごとに実施されている。レビュー会議の議事録の深みも適切であり、また、社長の指示・要請事項は事務局としての品質保証室によってリスト化され、フォローされる仕組みが構築されている。

こうした仕組みが定着しつつある背景には、レビューに使用される帳票類が統一されたことが挙げられる。レビュー側も被レビュー側も、一定の様式で記載された情報に基づいて、ベクトルを合わせた対話・審議が効果的になされているものと判断される。

## ④ 前回の監査で参考提言した「コメント」が、前向きに捉えられている

「指摘事項」が観察されていない状況にあって、より優れた品質システムの構築に役立つ可能性がある場合に、参考的に、「コメント」を提起してきた。採択するか否かは、被監査部門の自由である。このたびの監査では、前回の監査時に提起した「コメント」が前向きに検討され、規定類の改正という形などで反映されていたことが特筆される。「コメント」が役立ったとすれば、監査側としても喜ばしい。

このような状況であるが故に、初めて監査対象とした分野を除くと、このたびは「コメント」の提起は少ない。

## ⑤ 全社大の教育システムの構築が計画されている

教育は、人と技術の育成のために不可欠であり、各部門の管理者がそれぞれの事業部の規定に従って教育管理に取り組んでいる状況が観察されている。

一方、教育の基本理念と基本方策の構築は全社大で推進されることが望まれるところであったが、いよいよその実現に向けた計画が動き出した。それぞれに歴史を有する事業部ごとの教育体系を融和して、より管理し易い合理的な新体系が創出されることを期待したい。

監査にはサンプリング方式を適用したので、本報告書の添付一2に記載された内容は、ある特定の場面を捉えているという一面もあろう。「室」部門以外で観察された事項は各部門別の監査報告書に記載しているので参考にしていきたい。

以上

監査結果一覽(総覧用)  
(「室」部門)



No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
5	業務管理室 人事G 能力開発G 資材管理G	文書監査	——	——		「室」 No.3
		実地監査	品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			プロパー社員の比率増と 中核者への積極的登用	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			出向者の導入研修と業績評価	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			品質保証に関する目標設定の 義務付けと、その評価	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
教育履歴管理システム  調達先管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有 <input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有					



# 「室」に関する監査結果 (詳細版)

部門別 監査結果 (「室」 No. 1)

被監査部門	品質保証室	
監査実施日	平成 17 年 6 月 15 日	
<p>(一般事項)</p> <p>品質保証体制の改善策として取り上げられた事項に関して、前回(第2回)の定期監査以降の PDCA の展開状況(維持・継続・改善等の状況)を確認すべく、第三者監査を実施した。</p>		<p>備考 (参照規定類、等)</p>
<p>(文書監査)</p> <p>品質保証室の担当分野に関して、新規制定、改正がある。主要なものに関する監査結果は次の通りである。</p> <p>■品質保証規程[規程第 38 号-12] (改正) JNFL の品質保証活動に関する最上位規定であり、直近の改正によって、規範とする外部規定に関する JNFL の基本理念(JIS Q 9001 ベース)が明確化され、また、設計/工事と運転/保守に適用する外部規格の扱い (JIS Q 9001 と JEAC 4111 の扱い) が明確になった。(コメント参照)</p> <p>■品質保証室 職制規程分掌業務解明集(要領) [要領品証室第 38 号-12] (新規) 品質保証室の業務内容が具体的に示された。(本件は第 2 回定期監査で提起した参考コメントが前向きに採択されたものである)。</p> <p>■教育訓練要領 (要領品証室第 5 号-2) (改正) 実態に合わせた改正が行われると共に、教育訓練報告書の記載内容が明確になった(本件は第 2 回定期監査で提起した参考コメントが前向きに採択されたものである)。</p>		
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 品質方針の周知</b></p> <p>社長の補佐業務の一環として品質保証室が事務局機能を担当しているものであり、社長が定めた平成 17 年度の品質方針に関して下記の諸方策を通じた周知活動が継続的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■社報「げんねん」に掲載。</li> <li>■広報紙「新かわら版 青い森 青い風」に掲載。</li> <li>■社内随所に掲示。</li> <li>■品質保証大会での訓話。</li> <li>■品質方針カードを社員および協力会社の責任者に配布。</li> </ul> <p><b>2. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b></p> <p>いわゆるトップマネジメントレビューは、品質目標と事業目標を併せてレビューする「社長診断」として実施されており、品質保証室が補佐機能を果たしている。四半期ごとの社長診断会議には所定の 7 項目のインプット事項が準備され、一方、社長の指示事項に対しては「処置管理表」を作成して確実にフォローする仕組みが定着している状況が観察された。</p> <p>社長診断に提出する「品質保証室の業務目標」に関しては、会社の基本方針を反映し、また、前年度との継続性に配慮した目標が策定され、実施スケジュールも整備されている。</p>		

<p><b>3. 教育・訓練</b>                  規定の定めに従って、力量表と教育計画表を用いた管理が実施されている。</p> <p><b>4. 内部品質監査</b>                  毎年度の監査計画書及び実施計画を策定して、内部監査の推進部門としての機能を継続している。各部門に提起した観察事項はリスト化され、フォロー管理が行われている。                  自部門が被監査者として提起を受けた観察事項に対しては、それぞれについて対応策が取られており、組織管理の向上に反映する意向が観察された。</p> <p><b>5. 協力会社との不適合情報の共有（品質保証マネジメント会議）</b>                  JNFLと協力会社の経営層が不適合管理について共通認識をもつことを志向した品質保証マネジメント会議が定着している状況が観察される。最近では平成17年3月に開催され、ガラス固化体貯蔵建屋の崩壊熱計算問題の原因究明と対策など、トラブル事例を事実問題として取り上げている。                   また、「協力会社との信頼関係構築システム」が再処理事業部ともタイアップして検討されつつあり、JNFLと協力会社の実質活動の強化に向けてテーマ別分科会を設けることなどが企画されている。</p> <p><b>6. 品質保証に係る顧問会</b>                  第3回（平成16年11月19日）、第4回（平成17年4月22日）の顧問会が開催され、本制度の継続が行われている。毎回重点テーマ（例えば第4回では、「協力会社との信頼関係の構築」）を中心にして討議が行われ、識者の意見・提言が述べられている。</p>	<p>教育訓練要領                  （要領品証室第5号-2）</p> <p>内部監査要則                  要則品証室第3号-2</p>
<p><b>（第三者監査所見）</b>                  上記の監査範囲において、改善事項に係る活動は維持・継続されており、PDCAの展開を含めて品質システムは良好に機能していると判断する。</p>	
<p><b>（コメント）</b>                   品質保証規程[規程第38号-12]に関して、下記の検討が望まれる。                  ①第1条1項においてJNFLが規範とする外部規程はJIS Q 9001であることが明示され、第1条2項は例外条項になっている。従って、2項の冒頭に、「上記に拘らず」を挿入すると位置付けが明確になるのではないかと。                  ②当該規程の決裁用に準備された新旧比較表の改正理由欄には理解を容易にする補足内容が記載されているが、その一部は規程の読者にとっても有用である。従って、当該内容を規程本文に組み入れることを考える余地があるのではないかと。</p>	

平成 17 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」No. 2)

被監査部門	安全技術室	
監査実施日	平成 17 年 6 月 15 日	
<p>(一般事項)</p> <p>品質保証体制の改善策として取り上げられた事項に関して、前回(第 2 回)の定期監査以降の PDCA の展開状況(維持・継続・改善等の状況)を確認すべく、第三者監査を実施した。(品質保証室同席)</p>		備考 (参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>右記の 2 件(品質・保安会議規程及び品質・保安会議運営要則)が改正された。これは、品質・保安会議の指示事項および内部監査結果を受けたものであり、文書管理要領に従って適正に改正されていることを確認した。</p>		品質・保安会議規程 (規程第 60 号-5)  品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-7)
<p>(実地監査)</p> <p><u>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</u></p> <p>社・室の運営方針を反映し、また、前年度との継続性に配慮した目標が策定されて PDCA が適切に展開されている。 安全技術室としてのマネジメントレビューは、社長によるレビュー(社長診断)に先だって四半期ごとに実施されている。社長診断での指示事項に対しては確実にフォローする仕組みが定着していることが確認された。</p> <p>なお、安全技術室が事務局機能を司る品質・保安会議は平成 16 年 6 月に発足以来、9 回に亘って実施され、当該会議の指示事項のフォローが確実に実施される仕組みが観察された。例えば、安全技術室の対応として、審議時期の明示などを盛り込んで品質・保安会議運営要則の改正に取り組んでいる。</p> <p><u>2. 教育・訓練</u></p> <p>力量表を用いた管理が実施されている。特段の危惧事項は観察されない。</p> <p><u>3. 内部品質監査</u></p> <p>品質保証室が実施した内部監査の観察事項に応じて品質・保安会議運営要則の改正に取り組んだり、安全技術室独自の室内内部監査による観察事項に応じて自部門への新規出向者に対する教育を企画するなど、内部品質監査制度がうまく機能している一例が見られる。</p>		教育訓練要領 (要領安技室 14 号)
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(コメント)</p> <p>なし</p>		

平成 17 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」 No. 3)

被監査部門	広報渉外室	
監査実施日	平成 17 年 6 月 16 日	
<p><b>(一般事項)</b>                  前回(第 2 回)の定期監査以降の PDCA の展開状況(維持・継続・改善状況)を確認すべく、品質保証活動の改善策の一環として取り上げられた下記事項に関して第三者監査を実施した。</p>		備考 (参照規定類、等)
<p><b>(文書監査)</b>                  信頼回復への取組として、平成 16 年 4 月に発足した地域会議に関する地域会議規程が、平成 17 年 6 月に改正されているが、品質保証システムの根幹に係る内容が含まれていないため、文書監査を省略した。</p>		地域会議規程 規程第 66 号-1
<p><b>(実地監査)</b>  <b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>                  平成 16 年度の品質目標に対しては、四半期毎の実績評価及び社長指示事項のフォローがなされ、確実に PDCA サイクルがまわされている。また、10 項目にわたる大分類テーマを約 50 項目に細分化して、目標管理可能な形で業務目標を作成し実施中であることを確認した。                  平成 17 年度品質方針「積極的かつ分かりやすい情報公開の実践」を具体化するため、①丁寧な対面説明、と②わかりやすい表現の 2 点を心がけて精力的な活動がなされている。                  また、社内広報の徹底に向けての活動も開始されていることを確認した。                   四半期毎の「社長診断」におけるレビュー結果を、確実にフォローする体制が出来上がっている。平成 16 年度及び平成 17 年度業務目標の各項目について、2~3 ヶ月で PDCA をまわすようにとの社長指示を広報渉外室全員が取組んでいることを確認した。</p>		
<p><b>(第三者監査所見)</b>                  短期間に PDCA を展開して多数の業務目標の早期達成に取り組んでおり、品質システムは非常に良好に機能していると判断する。</p>		
<p><b>(コメント)</b>                  なし。</p>		

平成 17 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」 No. 4)

被監査部門	経営企画室、品質保証室	備考
監査実施日	平成 17 年 6 月 16 日	(参照規定類、等)
<p><b>(一般事項)</b>                      関係会社を含めた品質保証活動改善策の一環として取り上げられた事項について、前回(第2回)の定期監査以降のPDCAの展開状況(維持・継続・改善等の状況)を確認すべく、第三者監査を実施した。</p>		
<p><b>(実地監査)</b></p> <p><b>1. ダイレクトライン制度の運用</b>                      法令や社会モラルに反する企業活動・社員行動に対処する「ダイレクトライン制度」が平成 15 年度に発足し、企業倫理情報取扱規程が制定されている。                      平成 16 年 8 月には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の安全性及び操業に関する事項については、情報提供者の保護を確実にすることを前提にその事実及び是正の状況を社外公表すること、</li> <li>② 調査の開始及び事実調査の結果を社長に報告すること、</li> </ul> <p>を内容とする改正が実施された。</p> <p>業務管理室・文書 G が受け付けた情報は、規程通りに社長に報告され、品質保証活動の改善に活用されていること、及び情報提供者の保護がなされていることを確認した。                      情報の事実確認後、必要なものについては原因調査・是正処置の完結までのPDCAサイクルが展開されており、この制度が有効に活用されることを期待したい。</p> <p><b>2. 小集団活動の実施</b>                      品質保証体制の改善策の一環として、協力会社まで拡大した小集団活動が計画されていた。本件については、その意義を継承しつつ現実的な形態になるように見直し中であり、右記の要領を定めて草の根的な活動に取り組む構想である。                      なお、当該活動の事務局は、品質保証室が担当することになっている。</p> <p>理想的な形を確立するには時間を要する課題であろうが、早期に予定を立てて第一歩を踏み出し、試行錯誤を繰り返して改善を図りつつ活動を定着させることを期待したい。進展状況については、次回の定期監査で確認したい。</p>		<p>企業倫理情報取扱規程 (規程第 63 号-1)</p> <p>コミュニケーション改善のための連絡会等運営要領 (要領品証室第 7 号-00)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b>                      上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。小集団活動の計画の見直しはPDCAの一環であるとみなせる。アクティブ試験までに活動の第一歩を踏み出すことを期待する。</p>		
<p><b>(コメント)</b>                      なし。</p>		

平成 17 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (室 No. 5)

被監査部門	業務管理室 人事 G 能力開発 G 資材管理 G	備考
監査実施日	平成 17 年 6 月 17 日	(参照規定類、等)
<p><b>(一般事項)</b> 品質保証活動における改善策の一環として取り上げられた事項について、前回(第2回)の定期監査以降の PDCA の展開状況(維持・継続・改善状況)を確認すべく、第三者監査を実施した。</p>		
<p><b>(実地監査)</b></p> <p><b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b> 業務管理室の平成 17 年度業務目標は、四半期毎の社長診断及び部門レビューによる指示事項を受けて策定されている。平成 16 年度の業務目標も PDCA フォーマットでうまく進捗管理されていることを確認した。</p> <p><b>2. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用</b> プロパー社員の比率増計画に則って平成 17 年度の採用が実施された。また、平成 18 年度の採用活動も行われ、改善策が継続して実行されていることを確認した。 中核となるプロパー社員に対しては、管理者としての力量を高めるマネジメント研修が継続して実施されており、積極的に管理者に登用している実績を確認した。</p> <p><b>3. 出向者の導入研修と業績評価</b> 改善策に沿った出向者の導入研修及び業績評定表による評価が継続して実施されていることを確認した。</p> <p><b>4. 品質保証に関する目標設定の義務付けと、その評価</b> 改定された業績評定表に上司との面談実績欄が追加され、業績評定に反映させる仕組みが出来上がった。なお、他事業部の監査において、新フォーマットによる業績評定が実施されていることを確認している。</p> <p><b>5. 教育履歴管理システム</b> 全社ベースの教育履歴管理システムが平成 17 年 3 月に立ち上がった。システム概要、操作手順等に関する説明会は既に実施されているが、その運用規範となる「教育規程」が現在策定中であり、上期中に完成の予定となっている。次回監査において、その進捗状況を確認することとなる。</p> <p><b>6. 調達先管理</b> 取引先の調査・審査項目に「品質保証、コンプライアンス及び安全文化の教育訓練」に関する項目が追加され、約 350 社の審査結果情報がデータベースとして整備された。約 1 年間の取引先管理の実績に基づき、平成 17 年 3 月に取引先管理要領が改正され、実行調査手段の明確化が図られた。調査・審査の PDCA を展開した成果の一例と評価できる。</p>		<p>資材契約事務要則 要則業管室第 9 号-4</p> <p>取引先管理要領 要領業管室第 10 号-1</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b> 上記の監査範囲では、品質保証活動の PDCA サイクルが展開されていることが確認された。品質システムは非常に良好に機能していると判断する。</p>		
<p><b>(コメント)</b> なし</p>		

